

特定非営利活動法人 自然環境アカデミー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人自然環境アカデミーという。

(事務所)

第2条 この法人の事務所を、東京都福生市大字熊川378番地5に置く。

(目的)

第3条 この法人は、自然環境全般に対して高度な知識と豊かな経験を有する会員相互の協力により、自然環境の仕組みや働きと私たちの日常生活の関係などの分野で調査研究および環境教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体などを対象に助言または支援・協力をを行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 国内および海外における環境教育事業およびそれに関わる人材の育成事業
- (2) 国内および海外の関連する他団体との情報交換、講師の派遣などの交流事業
- (3) 国内および海外における生物多様性を考慮したまちづくりに関する情報の収集と提供事業
- (4) 国内および海外における野生生物の調査、研究事業
- (5) 国内および海外における野生生物保護事業
- (6) 自然環境事前影響調査(アセスメント)の実施および研究、報告事業
- (7) 会報および自然環境に関する書籍の企画、普及および啓発事業
- (8) この法人の目的に付随する事業

2 この法人は、次の収益事業を行う。

- (1) 自然環境の理解を深めるための関連商品の販売
- (2) 資源の有効利用を促進する物品の販売
- (3) 情報機器に関する相談、修理、教育、システム開発、管理事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 贊助会員 この法人の事業を贊助するため入会した個人
- (3) 贊助法人会員 この法人の事業を贊助するため入会した法人
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で名誉会員として理事会において推薦された個人又は団体

(入会)

第7条 正会員および贊助会員並びに贊助法人会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員および贊助会員並びに贊助法人会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人(団体の場合は代表者)の承諾をもって会員となる。

(入会金および会費)

第8条 名誉会員をのぞく会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して3年以上の会費を滞納したとき。
- (4) この法人の名誉を著しく傷つけ、総会の決定により除名処分されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上
- (2)監事 1人以上2人以内

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任することができる。
 - (1)代表理事 1人
 - (2)専務理事 1人
 - (3)常務理事 若干名
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担して処理する。
- 4 理事は理事会を構成し、法令並びにこの定款および総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

2 前号の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散および合併

(3) 事業計画および収支予算並びにその変更

(4) 事業報告および収支決算

(5) 役員の選任または解任、職務および報酬

(6) 入会金および会費の額

(7) 借入金(その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織および運営

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から

30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議決)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の運用については出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決の表決に加わることできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
(2) 正会員数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要および議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要を認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の運用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者および出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日までとする。

(事業計画)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(合併)

第53条 この法人が合併をしようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長および職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雜則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 14 年 2 月 28 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 13 年 12 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1)正会員 入会金 1,000 円、会費年額 3,000 円
 - (2)賛助会員 会費年額 3,000 円 (ただし、未成年者および学生は会費を免除)
 - (3)賛助法人会員 年会費一口 10,000 円

別表 設立当初の役員

役職名	氏 名
代表理事	島田高廣
専務理事	野村 亮
常務理事	門平彩子
理事	宮岡一雄
同	石川操子
同	栗原 仁
同	岡田紀夫
同	田中和明
同	佐野裕彦
同	宮岡武志
同	峯尾雄太
監事	伊東静一

附則

- 1 この定款は、所轄庁の認証があった日(平成16年6月23日)から施行する。